

# 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

塩尻市教育委員会  
塩尻市辰野町中学校組合教育委員会

教育委員会では、塩尻市立学校及び塩尻市辰野町中学校組合立中学校（以下「市立等学校」という。）に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度で、塩尻市及び塩尻市辰野町中学校組合の場合は公費で掛金全額を負担しており、全児童生徒分について一括加入しています。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、令和2年1月1日現在、その主な内容は次のとおりです。

## 1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

| 災害の種類 | 災害の範囲  | 給付金額  |
|-------|--|---|
| 負傷    | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの   | 医療費<br>・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）<br>ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額<br>・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 疾病    | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの<br>（・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水）<br>（・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎）<br>（・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病） |   |
| 障害    | 学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）   | 障害見舞金 4,000万円～88万円<br>〔通学中の災害の場合2,000万円～44万円〕   |
| 死亡    | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡  | 死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕  |
|       | 突然死<br>運動などの行為に起因する突然死   | 死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕  |
|       | 突然死<br>運動などの行為と関連のない突然死  | 死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕  |

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき等

## 2 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けるときは、その受ける限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

## 3 共済掛金（年額）

保護者負担額           0円（教育委員会負担（補助）額 920円）

## 4 加入について

- ① 児童生徒が市立等学校から転出又は卒業するまでの間、教育委員会が手続きを行いますので、保護者の手続きは不要です。加入することに疑義等がある場合は、4月17日（金）までに担当に御連絡ください。
- ② 災害共済給付に関する事務のため、該当者の個人情報センター又は塩尻市健康福祉事業部福祉課に提供することがありますので、御承知をお願いします。個人情報の提供について疑問等がある場合は、4月17日（金）までに担当に御連絡ください。

担当 教育委員会事務局 とも教育部  
教育総務課 学校支援係 TEL0263-52-0280（内線3118）